

サービスをご利用になる前に……ご一読ください。

## ふれあいサービス（有償ボランティア活動）

越前市社会福祉協議会

越前市府中1丁目 11-2 Tel 22-8500

### 1. はじめに

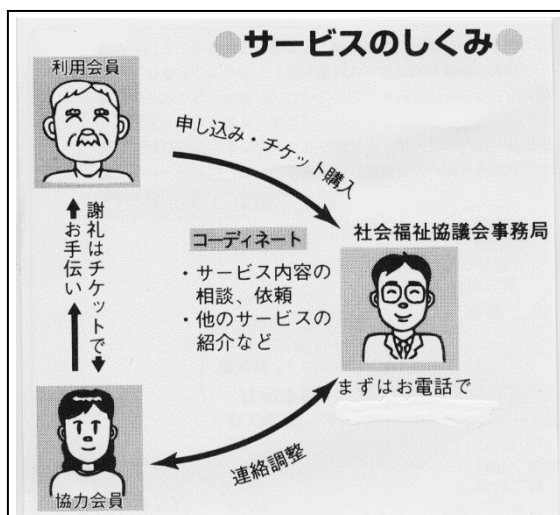
従来、ボランティア活動は、無償の活動として位置づけされてきましたが、ボランティア活動していく中で、活動場所へ行くまでの交通費や昼食、活動するための機材の消耗品費、活動保険加入など、ボランティア自身が負担していた部分が多々あります。

活動者自身の負担が大きくなるほど、活動は縮小してしまいます。

ふれあいサービスは、お互いが気兼ねなく利用、活動できる、会員制の有料サービスです。（ここでは、ボランティアを協力会員、サービス利用者を利用会員と呼びます。）

### 2. ご利用できるサービス

- 家事手伝い……〔掃除・洗濯・炊事・買い物など〕
- 介護・介助……〔通院や散歩などの外出時、食事、着替えなど〕
- 代行行為……〔各種申請や手続き、薬の受け取り、代理など〕
- 家屋の小修繕……〔簡単な家屋内外の修繕など〕
- 敷地内の環境整備・〔小範囲の草取り、ゴミ処理など〕
- 乳児・幼児のお世話や産前産後のお手伝い



上記サービスのほかにも、家事や介護、子育て等の問題で、公的なサービスになじまない場合もご相談ください。  
（公的サービスを優先します。）

### 3. 会員の登録について

- 協力・利用会員申込用紙に記入し、越前市社会福祉協議会まで提出してください。

### 4. 利用料金について

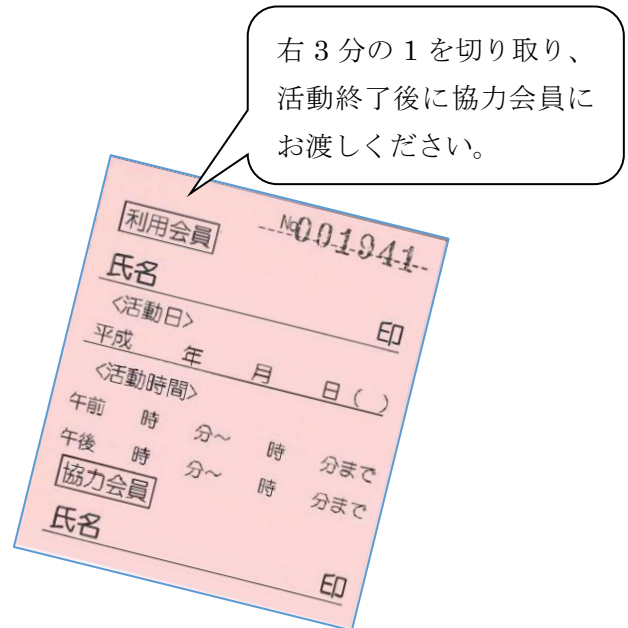
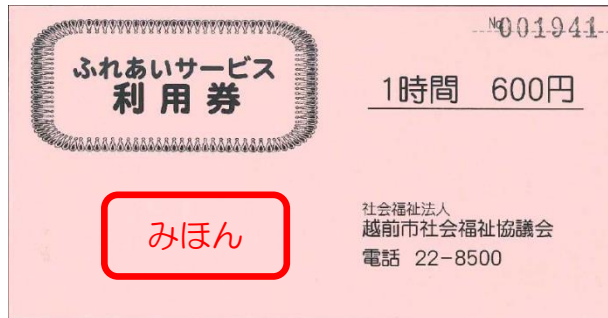
1時間 600円

## 5. 活動中の事故に対する保険

越前市社会福祉協議会でボランティア保険に加入いたします。

## 6. ふれあいサービス利用券

※ 必要な分だけ購入してください。



※ 急なご利用等で、利用券の購入をしていない場合は、活動報告書をご利用ください。  
詳しいことは、越前市社会福祉協議会まで、お問い合わせください。

## 7. その他、ご確認ください。

- ① 利用会員が受けようとするサービスが、シルバー人材センター事業やホームヘルパー派遣事業などの公的サービスが受けられる場合は、それを優先してください。
- ② 事前に利用券を購入し、協力会員が活動した分を利用券で渡してください。
- ③ 本人が購入できない場合は、ご家族または、ケアマネジャー等の支援する方が購入の代行をお願いします。
- ④ ただし、修繕等の活動時間の予想ができない場合は後日請求します。この場合、協力会員が持参した「活動報告書」に、活動時間の確認印を捺印してください。報告書を基に請求いたします。
- ⑤ 急な申込には対応できない場合があります。一週間前までに予約してください。

## 8. 詳しいことの間い合わせ先

〒915-0071 福井県越前市府中 1 丁目 11-2 (アル・プラザ平和堂 武生店 4 階)  
社会福祉法人 越前市社会福祉協議会 ふれあいサービス係  
(電 話) 0778-22-8500 (Fax) 0778-22-8866  
(メー ル) [info@echizen-shakyo.or.jp](mailto:info@echizen-shakyo.or.jp)